

2020年5月25日時点版
首都高速道路株式会社

新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月4日変更）、以下「対処方針」という。）をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、首都高速道路株式会社（以下「当社」という。）における新型コロナウイルス感染予防対策として、実施すべき基本的事項について整理したものである。

当社は首都圏の交通を円滑化し社会経済基盤を支えるために高速道路サービスの提供をすることが求められており、現下の状況においても引き続き、業務継続のための体制整備や感染症対策の一層の推進を図る必要がある。

このため、当社は対処方針の趣旨・内容、本ガイドラインに示された「感染防止の基本的な考え方」及び「具体的に講じる措置」を踏まえ、個々の業務の状況等に応じて、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすよう努力する。なお、本ガイドラインの内容は、感染拡大・収束の動向や対処方針の見直し等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

2. 感染防止の基本的な考え方

料金所、PA休憩施設、社屋などにおいて「三つの密」を避けるための必要な対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じることとする。

3. 具体的に講じる措置

① 会社が管理・運営する施設における感染症対策

①-1 料金所・PA休憩施設における対策

（1）料金所

- お客様や社員への感染防止対策として以下を遵守する。
 - ・ 手洗い、うがい、手指消毒、咳エチケット、マスク着用の徹底
 - ・ 出社前の検温
 - ・ 陽性が確認された者、濃厚接触したと推定される者及び体調不良者の出勤停止、自宅待機指示

- ・ 営業所及び料金所施設内の定期的換気、除菌、消毒
- 感染拡大防止及び料金所機能を確保することを目的として、全営業所においてスプリット体制を構築する。また、料金所係員等の接触を同一グループ内に留めるため、勤務する料金所や送迎車両を固定化し、グループ外の人員との接触を最小限に留める。
- 感染者が発生し、料金所運用に必要な人員の確保が困難となる場合は、開放レーンを絞り料金所機能を確保する。また、料金所運用に必要な人員の確保が不可能となる場合は、ETCレーンの無線走行車のみに限定した運用とし、料金所機能を確保するなどお客様への影響を最小限にする。なお、料金所レーン運用変更にあたっては、国や警察等関係機関と必要事項について連携した上で実施する。
- 感染者が発生した場合の連絡体制を構築し、確実に運用する。

(2) PA 休憩施設

- PA 全般における感染防止対策として以下を遵守する。
 - ・ 「3密」となる可能性のある、不特定多数のものが密集する場所の閉鎖（屋内喫煙所など）
 - ・ トイレにおけるハンドドライヤーの稼働停止
 - ・ 全てのPAへの消毒液の設置
 - ・ 定期的な換気及び共用部の消毒の実施
 - ・ 各自治体の緊急事態措置に基づいた営業時間の短縮
 - ・ 各種イベント開催の自粛
 - ・ 館内放送、PA 掲示板及びデジタルサイネージ等の媒体による、感染防止についての周知（不要不急の外出を控える、手洗い・うがいの励行等）
 - ・ 大声での会話とならないよう、BGM等の音量の最小化
 - ・ 産業医の指導・助言に基づくPA従業員勤務場所及びPA施設内の衛生対応
- お客様への感染防止対策として以下を遵守する。
 - ・ ポスター等による手洗い、うがい、手指消毒、咳エチケットの励行
 - ・ 店舗レジの待機列位置の指定、食堂における座席削減、パーテーション設置、混雑時入店場制限やポスター掲出等の実施により、ソーシャルディスタンス（人と人との距離をできるだけ2mを目安（最低でも1m））を確保
 - ・ 店舗レジのビニールカーテン等設置による飛沫防止

- ・店舗レジにてお客様に電子決済を推奨し、現金の収受はなるべくトレーを使用
 - ・従業員によるお客様への大声でのお声かけの禁止
- PA 従業員への感染防止対策として以下を遵守する。
- ・手洗い、うがい、手指消毒、咳エチケット、マスク着用の徹底
 - ・従業員の体調管理（就業前の検温など）の徹底、体調不良時の会社への報告および勤務見合わせ
 - ・緊急時の連絡体制の確立
 - ・社員（衛生管理者）による巡視
 - ・清掃員の交代勤務による業務継続体制構築
 - ・清掃員のゴム手袋着用の徹底
- 感染者が発生した際には以下のとおり対応する。
- ・従業員、清掃員並びにお客様に感染が確認された場合、保健所の指導に基づいた当該PAの閉鎖及び消毒作業の実施
 - ・当社作成の広報マニュアルに基づいた速やかな情報提供
- ① ー 2 社屋等における対策
- 手洗い、うがい、手指消毒、咳エチケット、マスク着用を徹底する。
- 社員同士の距離確保、複数人が触る箇所の消毒等を促すとともに、「三つの密」を避ける行動を徹底する。
- 不要不急の会議、出張、イベントは原則中止または延期する。やむを得ず実施する場合、感染拡大防止のための措置等を実施する。会議については、テレビ会議等の活用を検討する。
- 全ての海外への渡航について、是非又はその延期の必要性について検討する。
- 勤務については以下のとおりとする。
- ・可能な限り在宅勤務を原則とする。
 - ・交代勤務(スプリット体制)態勢を徹底して遵守するとともに、さらに少しでも出勤日を減じるよう工夫する。
 - ・通勤時の人込みを避けることを目的として、スライド勤務を推奨する。各

自の通勤経路の状況に応じた時間帯のスライド勤務を活用する。

- ・妊娠中や基礎疾患を有する社員について、在宅勤務を積極的に適用するなど、特段の配慮を行う。
- ・年次休暇の取得についても奨励する。

- 感染した場合はもちろんのこと、感染が疑われる場合や感染者に接触した場合等においては、保健所等の指示に従い必要な措置を講じるとともに、会社に必要な報告をする。

② 工事等受注者の感染防止対策

- 受注者に工事等の一時中止や工期延長の意向を確認する。
- 感染防止措置に伴って技術者が確保できないといった事情により、現場の施工を継続することが困難と認められる場合には、必要に応じ工期の見直しや一時中止の措置を適切に講ずることとする。
- 業務継続の場合には、各現場において「3密」が同時に重なる場を回避する等の感染症拡大防止対策を徹底した上で、事業者である首都高と工事受注者双方で確認する。
- 確認の際には、以下の項目等記載したチェックリストを用いて確認する。
 - ・アルコール等の消毒液の設置
 - ・不特定な者が触れる箇所の定期的な清掃
 - ・手洗い、うがい等の励行
 - ・職員、作業員の健康管理（検温・問診）の実施
 - ・朝礼、打合せ、着替え、休憩、食事等の際に「3密」とならない対策（換気・2m間隔）
- 入札の手続きについては、競争参加資格確認申請書等の提出期限の延長について検討する。また、一時中止措置等を行ったことにより完成しない工事等については評価の対象とすることや、完了が2019年度から2020年度に変更になった業務については、2020年度の手持ち業務とみなさない等の対応を行うなど適宜柔軟な対応を行うこととする。
- ヒアリングにあたっては、できるだけ電話やWEBによるテレビ会議システム等による直接対面しない方法とする。対面でヒアリングを行う場合は、

感染拡大防止対策の徹底を行うこととする。

- ③ 高速道路利用者に対する感染拡大防止の協力の呼びかけ
 - 国土交通省や地方自治体等関係機関と連携し、広報媒体を活用した感染拡大防止に関する積極的な広報を実施する。また、お客様へ直接接する業務（料金收受業務や PA 休憩施設業務）にて感染症が発生した場合は、速やかに記者発表等により公表することで感染経路を明らかにし、感染拡大防止に努めるとともに、業務継続に関する広報を実施する。

 - 実施に際しては、以下の広報媒体を活用する。また、契約業務のあるマスメディア媒体（ラジオ等）も調整のうえ、可能なものは活用する。
 - ・ HP、SNS（Facebook、Twitter、mew-ti）
 - ・ 道路情報板
 - ・ PA 休憩施設（施設内外へのポスター掲示、PA 内放送）
 - ・ 日本道路交通情報センター提供の道路交通情報(テレビ、ラジオ、WEB)